

久留米市長 宛て

事業所住所
事業所名
担当者(連絡先)

支給決定基準の支給量を超える支給決定が必要な理由書

保育所等訪問支援について、久留米市障害福祉サービス等支給決定基準の支給量上限を超えて利用する必要がある理由について、報告します。

対象者	受給者証番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
サービスの種類	保育所等訪問支援	
利用施設名		
希望日数/月	日/月	
具体的な理由	例) ①初回の利用で、障害児と訪問先との関係構築に時間を要する場合 ②環境の変化などにより、集団生活において障害児の状態が安定するまで継続して支援が必要と認められた場合 ③障害児の状態が不安定で、集団生活において不適応が生じているなど、緊急性が高く濃密に支援が必要な場合	

【注意】

※この理由書は基準最大支給量を超える支給決定が必要かどうかを判断するための資料ですので、できるだけ詳しく記入してください。

※この理由書の提出があった場合でも、必ずしも基準最大支給量を超える利用が認められるわけではありません。

※適切な支給量が得られるよう障害児相談支援事業所との連携を密にし、障害児支援利用計画書の作成を行うこと。